

営繕工事に係る請負工事成績評定要領の 運用について

平成13年3月30日 国営技第32号
最終改正 令和3年3月24日 国営設第171号

この運用は、国土交通省地方整備局等が官庁施設の営繕を実施するための要領として
制定したものです。

利用にあたっては、国土交通省ホームページのリンク・著作権・免責事項に関する利
用ルール (<http://www.mlit.go.jp/link.html>) をご確認ください。

国土交通省大臣官房官庁営繕部

技術基準トップページはこちら（関連する基準の確認など）

http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html

平成13年3月30日 国営技第32号
最終改正 令和3年3月24日 国営設第171号

営繕工事に係る請負工事成績評定要領の運用について

請負工事成績評定要領（以下「要領」という。）の制定については、別途事務次官名をもって通知したところであるが、営繕工事におけるその運用に当たっては、下記の点に留意されたい。

記

1. 対象工事

本運用の対象とする工事は、要領第2に規定された評定の対象工事のうち、地方整備局が発注する営繕工事、その他これらに類する工事とする。

2. 評定者

要領第4の評定者（以下「評定者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

一 要領第4第1項第一号に規定する「技術検査官」は地方整備局工事技術検査要領（平成18年3月31日 国官技第282号）第4に定める技術検査官とし、「技術評価官」は同要領第6に定める技術評価官とする。

二 要領第4第1項第二号に規定する「技術評価官」は、地方建設局請負工事監督検査事務処理要領（昭和42年3月30日 建設省厚第21号）第6に定める総括監督員とする。

3. 評定の方法

要領第5第1項に規定する評定は、次の各号により行うものとする。

一 要領第3第一号の「工事成績」の評定は、別添1「地方整備局営繕工事成績評定実施要領」によるものとする。

二 要領第3第二号の「工事の技術的難易度」の評定は、別添2「地方整備局営繕工事技術的難易度評価実施要領」によるものとする。

4. 評定結果の記録

要領第5第2項に規定する評定表等への記録は、次の各号により行うものとする。

一 要領第5第2項の「工事成績評定表」は、別添1「地方整備局営繕工事成績評定実施要領」の別記様式第3に記録するものとする。

二 要領第5第2項の「工事の技術的難易度評価表」は、別添2「地方整備局営繕工事技術的難易度評価実施要領」の別記様式第1-1、1-2に記録するものとする。

5. 評定結果の通知及び回答

要領第8又は第9の通知並びに要領第10及び第11の回答は、「工事成績」及び「工事の技術的難易度」については別添3「地方整備局営繕工事成績評定通知実施要領」によるものとする。

附則

本運用については、令和3年4月1日以降に行う技術検査に適用する。

別添1

地方整備局営繕工事成績評定実施要領

（目的）

第1 本要領は、「請負工事成績評定要領」（平成13年3月30日付け国官技92号。以下「評定要領」という）第3第一号の工事成績の評定に関する事項を定めることにより、地方整備局が所掌する請負工事の適正かつ効率的な施工を確保し工事に関する技術水準の向上を促進するとともに、請負業者の適正な選定及び指導育成を図り、もって請負工事の品質の確保に資することを目的とする。

（対象工事）

第2 工事成績の評定（以下「成績評定」という。）の対象とする工事は、評定要領第2に規定された評定の対象工事のうち、地方整備局が発注する営繕工事とする。

（成績評定の時期）

第3 成績評定の時期は、技術検査官にあつては、技術検査のつど、技術評価官にあつては、工事の完成の時とする。

（評定者）

第4 成績評定を行う者（以下「評定者」。）は、技術検査官並びに技術評価官とする。

（成績評定の方法）

- 第5 成績評定は、工事ごとに独立して行うものとする。
- 2 工事成績の採点は別記様式第1「工事成績採点表」及び別紙ー1の「考査項目別運用表（営繕工事）」により行うものとする。
 - 3 細目別評定点の算出は別記様式第2によるものとする。
 - 4 評定結果は別記様式第3「工事成績評定表」に記録するものとする。
 - 5 評定にあたっては、別紙ー2の「「施工プロセス」チェックリスト（営繕工事）」を考慮するものとする。また、工事における「工事特性」、「創意工夫」、「社会性等」に関しては、請負者は当該工事における実施状況を提出できるものとし、提出があった場合はこれも考慮するものとする。
 - 6 評定にあたっては、事前協議による作成書類以外の書類は、評価の対象外とする。なお、事前協議とは、工事着手前に「発注者へ提出、提示する工事関係図書等の種類」を受発注者間で取り決めることをいう。

（成績評定結果の報告）

第6 成績評定結果の報告は、工事の完成の時に行うものとし、評定者は、成績評定を行ったときは、支出負担行為担当官若しくは契約担当官又はこれらの代理官の契約した工事については、地方整備局長（以下「局長」という。）に、分任支出負担行為担当官又は分任契約担当官（以下「分任官」という。）の契約した工事については、当該工事を担当する事務所長「以下「事務所長」という。）に遅滞なく報告するものとする。

（成績評定結果の通知）

- 第7 局長（分任官の契約した工事については、当該工事を担当する事務所長）は、別添
- 3 「官庁営繕部工事成績評定通知実施要領」の定めるところにより、当該工事の請負者に通知するものとする。

工 事 成 績 採 点 表〔完成、一部完成〕

令和〇〇年〇月〇日作成
〇〇〇〇〇〇(部署名を記入)

工事名		契約金額(最終)																																					
請負者名		工 期																								完成年月日													
考 査 項 目		①主任技術評価官						②総括技術評価官						③技術検査官(既済・中間)						③技術検査官(既済・中間)						④技術検査官													
		氏名		氏名				氏名		氏名				氏名		氏名				氏名																			
項目	細別	a	b	c	d	e	評価	a	a'	b	b'	c	d	e	評価	a	a'	b	b'	c	d	e	評価	a	a'	b	b'	c	d	e	評価	a	a'	b	b'	c	d	e	評価
1. 施工体制	I 施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5	-10																																	
	II 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5	-10																																	
2. 施工状況	I 施工管理	+4.0	+2.0	0	-5	-10										+5	-	+2.5	-	0	-7.5	-15		+5	-	+2.5	-	0	-7.5	-15		+5	-	+2.5	-	0	-7.5	-15	
	II 工程管理	+4.0	+2.0	0	-5	-10		+2.0	-	+1.0	-	0	-7.5	-15																									
	III 安全対策	+5.0	+2.5	0	-5	-10		+3.0	-	+1.5	-	0	-7.5	-15																									
	IV 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5																																	
3. 出来形及び出来ばえ	I 出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5										+10	+7.5	+5	+2.5	0	-10	-20		+10	+7.5	+5	+2.5	0	-10	-20		+10	+7.5	+5	+2.5	0	-10	-20	
	II 品質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5										+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25		+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25		+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	
	III 出来ばえ															+5	-	+2.5	-	0	-5	-		+5	-	+2.5	-	0	-5	-		+5	-	+2.5	-	0	-5	-	
4. 工事特性	I 施工条件等への対応(※2)	0																																					
5. 創意工夫	I 創意工夫(※3)	0																																					
6. 社会性等	I 地域へ貢献等(※4)							+10	+7.5	+5	+2.5	0	-	-																									
加減点合計(1+2+3+4+5+6)		点						点						点						点																			
評 定 点 (※1)		① 点						② 点						③ 点						④ 点																			
7. 評定点計(※5)		点 (①点×0.4+②点×0.2+④点×0.4) = 評定点計 0 点																																					
		※ 既済部分(中間)検査があった場合 (①+②+③×0.5+④×0.5) = 細目別評定点(既済、中間が2回以上の場合は③を平均する)。 ※ 既済部分(中間)検査がなかった場合 (①+②+④) = 細目別評定点																																					
8. 法令遵守等(※7)		点 法令遵守等の該当事由																																					
9. 総合評価		技術提案履行確認																																					
10. 評 定 点 合 計 (※8)		(1回完済分 点、2回完済分 点、完成分 点)																																					
所 見 (※9)		総括技術評価官																																					
		主任技術評価官																																					
		技術検査官																																					

- ※1 65点+加減点合計(1+2+3+4+5+6)とする。
各評定点(①~④)は小数第1位まで記入する。
- ※2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。
評価に際しては、主任技術評価官からの報告を受けて総括技術評価官が評価するものとする。
- ※3 創意工夫は、工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があった場合に評価する項目である。
- ※4 社会性等の評価では地域への貢献等の観点から、加減点評価のみとする。
- ※5 既済部分(中間)検査があった場合：(①点×0.4+②点×0.2+③点×0.2+④点×0.2) = 点 ※ただし、③(既済、中間)が2回以上の場合は平均値
- ※6 各検査項目ごとの採点は、検査項目別運用表によるものとし、完成技術検査官の評価に先立ち、主任、総括技術評価官が行う。
- ※7 法令遵守等は減点評価のみとし、評価は総括技術評価官が完成検査時に行う。
- ※8 評定点合計は、四捨五入により整数とする。
- ※9 所見欄には評定結果の概要を記載する。
- ※10 各検査項目ごとの採点は、別紙-1検査項目別運用表(営繕工事)によるものとし、主任技術評価官は別紙-1①、総括技術評価官は別紙-1②、技術検査官は別紙-1③により、完成技術検査官の評価に先立ち、主任・総括技術評価官が記入する。

細目別評定点採点表

項目	細別	①主任技術評価官	②総括技術評価官	③技術検査官（既済・中間）	③技術検査官（既済・中間）	④技術検査官（完成）	細目別評定点	得点割合	
1. 施工体制	I. 施工体制一般	() × 0.4 + 2.9 = 点					3.3点		
	II. 配置技術者	() × 0.4 + 2.9 = 点					4.1点		
2. 施工状況	I. 施工管理	() × 0.4 + 2.9 = 点		() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	13点		
	II. 工程管理	() × 0.4 + 2.9 = 点	() × 0.2 + 3.2 = 点				8.1点		
	III. 安全対策	() × 0.4 + 2.9 = 点	() × 0.2 + 3.3 = 点				8.8点		
	IV. 対外関係	() × 0.4 + 2.9 = 点					3.7点		
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	() × 0.4 + 2.8 = 点		() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	14.9点		
	II. 品質	() × 0.4 + 2.9 = 点		() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	17.4点		
	III. 出来ばえ			() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	8.5点		
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応		() × 0.2 + 3.3 = 点				7.3点		
5. 創意工夫	I. 創意工夫	() × 0.4 + 2.9 = 点					5.7点		
6. 社会性等	I. 地域への貢献等		() × 0.2 + 3.2 = 点				5.2点		
7. 法令遵守等			() × 1.0 = 点						
							評定点合計	100点	
8. 総合評価	技術提案履行確認								

- ※ 既済部分（中間）検査があった場合 (①+②+③×0.5+④×0.5) =細目別評定点（既済、中間が2回以上の場合は③を平均する）。
- ※ 既済部分（中間）検査がなかった場合 (①+②+④) =細目別評定点
- ※ 得点割合は、細目評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。
- ※ 総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認出来ない場合は、『不履行』を選択する。

工 事 成 績 評 定 表

令和 年 月 日
国土交通省〇〇地方整備局営繕部

完成検査		
工事名		
契約金額	当初：	最終：
工 期	当初： から	最終： から
完成年月日		
完成技術検査年月日		
完済部分技術検査年月日	第1回：令和 年 月 日 第2回：令和 年 月 日 第3回：令和 年 月 日	
既済部分検査年月日	第1回：令和 年 月 日 第2回：令和 年 月 日 第3回：令和 年 月 日	
中間技術検査年月日	第1回：令和 年 月 日 第2回：令和 年 月 日 第3回：令和 年 月 日	
受注者住所氏名		
現場代理人氏名		
主任技術者氏名		
監理技術者氏名		
監理技術者補佐氏名		
総括技術評価官（完成） 所属・氏名		
主任技術評価官（完成） 所属・氏名		
技術検査官（完成） 所属・氏名		
総括技術評価官（完済） 所属・氏名	第1回：	第2回： 第3回：
主任技術評価官（完済） 所属・氏名	第1回：	第2回： 第3回：
技術検査官（完済） 所属・氏名	第1回：	第2回： 第3回：
技術検査官（既済） 所属・氏名	第1回：	第2回： 第3回：
技術検査官（中間） 所属・氏名	第1回：	第2回： 第3回：
① 主任技術評価官 評定点		点
② 総括技術評価官 評定点		点
③ 技術検査官（既済・中間）評定点		点
④ 技術検査官（完成）評定点		点
⑤ 法令遵守等		点
⑥ 総合評価技術提案 履行確認		
⑦ 総合評価技術提案 不履行減点		点
⑧ 評定点合計		点

注

- 1) 評定点合計 既済部分、中間技術検査がなかった場合：⑧＝（①×0.4＋②×0.2＋④×0.4）－⑤－⑦
既済部分、中間技術検査があった場合：⑧＝（①×0.4＋②×0.2＋③×0.2＋④×0.2）－⑤－⑦
- 2) 既済部分、中間技術検査が2回以上あった場合、③評定点は既済部分、中間技術検査を合わせた平均点を記入
- 3) 一部完成の場合は、総括技術評価官、主任技術評価官及び技術検査官が各々評定を行い、完成の際に、完成検査時の評定点と金額により加重平均を行い記入する。
- 4) 主任技術評価官、総括技術評価官、技術検査官の評定点は小数第1位までとする。
- 5) 評定点合計は、四捨五入により整数とする。
- 6) ⑤法令遵守等は、完成検査時に総括技術評価官が記入する。（既済・完済・中間技術検査時を除く。）

別表1

項 目 別 評 定 点

工事名：

評 価 項 目	細 別	評 定 点 / 満 点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	3.3点
	II. 配置技術者	4.1点
2. 施工状況	I. 施工管理	13.0点
	II. 工程管理	8.1点
	III. 安全対策	8.8点
	IV. 対外関係	3.7点
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	14.9点
	II. 品質	17.4点
	III. 出来ばえ	8.5点
4. 工事特性（加点のみ）	I. 施工条件等への対応	7.3点
5. 創意工夫（加点のみ）	I. 創意工夫	5.7点
6. 社会性等（加点のみ）	I. 地域への貢献等	5.2点
7. 法令遵守等（減点のみ）	工事事務等による減点	
	総合評価による減点	
評 定 点 合 計		100点

別紙－1

考査項目別運用表(営繕工事)

留意事項

1. 「施工プロセス」チェックリストを活用して、評定を行う。
2. 「4. 工事特性」、「5. 創意工夫」、「6. 社会性等」は、請負者から提出された実施状況に関する書類を活用して評定を行う。
3. ※その他を評価項目に加える場合は、必ず理由を記入する。

考查項目別運用表(営繕工事)

主任技術評価官用

考查項目	細別	対象	評価対象項目
1. 施工体制	I. 施工体制一般	<input type="checkbox"/> ①作業の分担の範囲が、下請業者を含め、書面に明確に記載されている。 <input type="checkbox"/> ②品質管理体制が、書面に適切に記載されている。 <input type="checkbox"/> ③安全管理体制が、書面に適切に記載されている。 <input type="checkbox"/> ④現場の施工体制(品質管理、安全管理を含む。)が、書面と一致している。 <input type="checkbox"/> ⑤工事規模に応じた人員、機械配置がなされ施工している。 <input type="checkbox"/> ⑥建設業退職金共済制度(建退共)の趣旨を下請業者等に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、配布が受け払い簿等により適切に把握されている。 <input type="checkbox"/> ⑦元請業者が、下請業者の施工結果を十分に検査している。 <input type="checkbox"/> ⑧現場における施工体制に対し、本支店等による十分な支援体制を整え実施している。 <input type="checkbox"/> ⑨「施工プロセス」チェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 <input type="checkbox"/> ⑩その他 理由：	
		(減点)該当すればd評価とする。 <input type="checkbox"/> 施工体制一般に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 (減点)該当すればe評価とする。 <input type="checkbox"/> 施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。	
評価			
a: 施工体制が優れている。 b: 施工体制が良好である。 c: 施工体制が適切である。 d: 施工体制がやや不適切である。 e: 施工体制が不適切である。			
該当項目が90%以上 a	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。	
該当項目が80%以上90%未満 b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	
該当項目が60%以上80%未満	... c	③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100	
該当項目が60%未満 d		
	評価＝	項	項目 %

考査項目別運用表(営繕工事)

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
1. 施工体制	II. 配置技術者 (現場代理人等)	<input type="checkbox"/>	①現場代理人として、工事全体の把握ができています。
		<input type="checkbox"/>	②現場代理人として、監督職員への報告、協議等を書面で行っている。
		<input type="checkbox"/>	③契約書、設計図書等を理解し、現場に反映して工事を行っている。
		<input type="checkbox"/>	④工事請負契約書第18条(条件変更等)第1項(以下「契約書第18条」という。)に基づく設計図書の照査を行っている。
		<input type="checkbox"/>	⑤事前協議に基づいた書類及び資料が適切に整理されている。
		<input type="checkbox"/>	⑥作業環境、気象、地質条件等の把握及び対応に努めている。
		<input type="checkbox"/>	⑦工事に必要な専門技術者を選任し、配置している。
		<input type="checkbox"/>	⑧作業に必要な作業主任者を選任し、配置している。
		<input type="checkbox"/>	⑨主任(監理)技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めている。
		<input type="checkbox"/>	⑩施工体制、施工状況を把握し、下請け、部下等をよく指導している。
		<input type="checkbox"/>	⑪施工等に伴う提案又は工夫をもって工事を進めている。
		<input type="checkbox"/>	⑫「施工プロセス」チェックリストのうち、配置技術者(現場代理人/監理技術者/主任技術者)について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。
		<input type="checkbox"/>	⑬その他
			理由:
			(減点)該当すればd評価とする。
		<input type="checkbox"/>	配置技術者に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。
			(減点)該当すればe評価とする。
		<input type="checkbox"/>	配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
評価			
a: 配置技術者として優れている。 b: 配置技術者として良好である。 c: 配置技術者として適切である。 d: 配置技術者としてやや不適切である。 e: 配置技術者として不適切である。			
該当項目が90%以上 a	①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。	
該当項目が80%以上90%未満	... b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	
該当項目が60%以上80%未満	... c	③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100	
該当項目が60%未満 d		
	評価 =	項	項目 %

※1. 建築一式工事を施工する場合において、一式工事の内容である他の建設工事(専門工事)を自ら施工する時は、当該専門工事に関し資格を有する者を置くものとする。なお、主任技術者が当該専門工事の資格を有していれば、専門技術者を兼ねることができる。

※2. 作業主任者を専任すべき作業は、労働安全衛生法施行令第6条による。

※3. 特例監理技術者の指導により監理技術者補佐が適正に実施した場合は、特例監理技術者を評価するものとする。

考査項目別運用表(営繕工事)

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	I. 施工管理	<input type="checkbox"/> ①契約書第18条に基づく設計図書の照査結果について、協議を行っている。 <input type="checkbox"/> ②施工計画書が、工事着手前(計画内容に変更が生じた場合を含む。)に提出されている。 <input type="checkbox"/> ③施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっている。 <input type="checkbox"/> ④施工計画書に、出来形・品質確保のための記載がある。 <input type="checkbox"/> ⑤施工計画書に基づき、出来形・品質の管理を、常時適切に行っている。 <input type="checkbox"/> ⑥施工図作成にあたり、関連工事と遅滞なく、調整が十分に図られている。 <input type="checkbox"/> ⑦工事打合せ書等の工事記録の整備が、適時に行われている。 <input type="checkbox"/> ⑧施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致している。 <input type="checkbox"/> ⑨一工程の施工の検査・確認の報告が、適時に行われている。 <input type="checkbox"/> ⑩現場内での整理整頓が、常時行われている。 <input type="checkbox"/> ⑪使用する建築材料(以下「材料」という。)、設備機材(以下「機材」という。)の調達計画及び搬入後の管理が適切である。 <input type="checkbox"/> ⑫社内検査が計画的に行われている。 <input type="checkbox"/> ⑬独自のチェックリスト等の管理基準により、管理されている。 <input type="checkbox"/> ⑭低騒音、低振動及び排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。 <input type="checkbox"/> ⑮建設廃棄物の処分及び建設副産物のリサイクルへの取り組みが、適切に行われている。 <input type="checkbox"/> ⑯「施工プロセス」チェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 <input type="checkbox"/> ⑰その他 理由:	
		(減点)該当すればd評価とする。 <input type="checkbox"/> 施工管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 (減点)該当すればe評価とする。 <input type="checkbox"/> 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。	
評価			
a: 施工管理が優れている。 b: 施工管理が良好である。 c: 施工管理が適切である。 d: 施工管理がやや不適切である。 e: 施工管理が不適切である。			
該当項目が90%以上.....a 該当項目が80%以上90%未満..... b 該当項目が60%以上80%未満..... c 該当項目が60%未満..... d		① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100	
	評価 =	項	項目 %

考査項目別運用表(営繕工事)

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	II. 工程管理	<input type="checkbox"/> ①実施工程表が工事着手前に提出され、関連工事との調整も適切に行っている。 <input type="checkbox"/> ②現場での工程管理を詳細工程表やパソコン等を用いて、日常的に把握している。 <input type="checkbox"/> ③工程のフォローアップを実施し、受注者の責により関連工事及び入居官署等に対し、影響を及ぼす工程の遅れがない。 <input type="checkbox"/> ④現場または施工条件の変更への対応が積極的で、処理が早い。 <input type="checkbox"/> ⑤工程に関する各種制約等があるにもかかわらず、工期内にスムーズに作業を行っている。 <input type="checkbox"/> ⑥受注者の責による夜間や休日の作業がない。 <input type="checkbox"/> ⑦休日・代休の確保を行っている。 <input type="checkbox"/> ⑧近隣住民(入居官署等を含む。)との調整を積極的に行い、円滑な工事進捗を行っている。 <input type="checkbox"/> ⑨「施工プロセス」チェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 <input type="checkbox"/> ⑩その他 理由：	
		(減点)該当すればd評価とする。 <input type="checkbox"/> 工程管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 (減点)該当すればe評価とする。 <input type="checkbox"/> 工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。	
評価			
a: 工程管理が優れている。 b: 工程管理が良好である。 c: 工程管理が適切である。 d: 工程管理がやや不適切である。 e: 工程管理が不適切である。			
該当項目が90%以上…… a		① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。	
該当項目が80%以上90%未満…… b		② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	
該当項目が60%以上80%未満…… c		③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100	
該当項目が60%未満…… d			
	評価 =	項	項目 %

考査項目別運用表(営繕工事)

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	III.安全対策	<input type="checkbox"/> ①災害防止(工事安全)協議会等を設置し、1回/月以上活動し、記録が整備されている。 <input type="checkbox"/> ②店社パトロールを1回/月以上実施し、記録が整備されている。 <input type="checkbox"/> ③各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正指示している。 <input type="checkbox"/> ④安全教育・安全訓練等を適時適切に実施し、記録が整備されている。 <input type="checkbox"/> ⑤安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録を整備している。 <input type="checkbox"/> ⑥新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が反映され、記録が整備されている。 <input type="checkbox"/> ⑦現場の各工程において適時適切に、安全管理の措置をしている。 <input type="checkbox"/> ⑧重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。 <input type="checkbox"/> ⑨山留め等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 <input type="checkbox"/> ⑩仮設工事において、設置完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 <input type="checkbox"/> ⑪使用機械、工具等の点検整備等がなされ、十分に管理されている。 <input type="checkbox"/> ⑫工事現場における保安設備等の設置・管理が適切であり、よく整備されている。 <input type="checkbox"/> ⑬過積載防止に十分に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> ⑭「施工プロセス」チェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 <input type="checkbox"/> ⑮その他 理由:	
		(減点)該当すればc評価とする。 <input type="checkbox"/> 安全対策に関して、法令遵守の措置内容に該当する場合。 (減点)該当すればd評価とする。 <input type="checkbox"/> 安全対策に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 (減点)該当すればe評価とする。 <input type="checkbox"/> 安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。	
評価			
a: 安全対策が優れている。 b: 安全対策が良好である。 c: 安全対策が適切である。 d: 安全対策がやや不適切である。 e: 安全対策が不適切である。			
該当項目が90%以上…… a		① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。	
該当項目が80%以上90%未満…… b		② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	
該当項目が60%以上80%未満…… c		③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100	
該当項目が60%未満…… d			
	評価 =	項	項目 %

考査項目別運用表(営繕工事)

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	IV. 対外関係	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ① 工事施工にあたり、関係官公署等の関係機関と協議及び調整を行い、トラブルの発生がない。 <input type="checkbox"/> ② 工事施工にあたり、近隣住民(入居官署等を含む。)と適切に協議及び調整を行っている。 <input type="checkbox"/> ③ 引渡し時に入居官署に対し、保守管理について適切な説明を行っている。 <input type="checkbox"/> ④ 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分りやすく周知している。 <input type="checkbox"/> ⑤ 近隣住民(入居官署等を含む。)対策を実施し、苦情がない。または苦情に対して適切な対応を行い、以後のトラブルがない。 <input type="checkbox"/> ⑥ 現場のイメージアップに、取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> ⑦ 「施工プロセス」チェックリストのうち、対外関係について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 <input type="checkbox"/> ⑧ その他 理由:
			(減点) 該当すればd評価とする。 <input type="checkbox"/> 対外関係に関して監督職員から文書による改善指示を行った。 (減点) 該当すればe評価とする。 <input type="checkbox"/> 対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
評価			
a: 対外関係が優れている。 b: 対外関係が良好である。 c: 対外関係が適切である。 d: 対外関係がやや不適切である。 e: 対外関係が不適切である。			
該当項目が90%以上..... a 該当項目が80%以上90%未満..... b 該当項目が60%以上80%未満..... c 該当項目が60%未満..... d		① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100	
	評価 =	項	項目 %

考査項目別運用表(営繕工事)

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	<input type="checkbox"/>	①承諾図等が、設計図書を満足している。
		<input type="checkbox"/>	②施工図等が、設計図書を満足している。
		<input type="checkbox"/>	③現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工である。
		<input type="checkbox"/>	④施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき、管理している。
		<input type="checkbox"/>	⑤出来形の管理記録が適切にまとめられており、結果が良好である。
		<input type="checkbox"/>	⑥出来形の管理方法を工夫している。
		<input type="checkbox"/>	⑦解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、処分が適切である。
		<input type="checkbox"/>	⑧不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。
		<input type="checkbox"/>	⑨その他 理由:
			(減点)該当すればd評価とする。 <input type="checkbox"/> 出来形に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。
			(減点)該当すればe評価とする。 <input type="checkbox"/> 工事請負契約書第17条に基づき監督職員が改造請求を行った。
評価			
a: 出来形が優れている。 b: 出来形が良好である。 c: 出来形が適切である。 d: 出来形がやや不適切である。 e: 出来形が不適切である。			
該当項目が90%以上..... a		① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。	
該当項目が80%以上90%未満.... b		② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	
該当項目が60%以上80%未満.... c		③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100	
該当項目が60%未満..... d			
	評価 =	項	項目 %

※1. 出来形の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。

考査項目別運用表(営繕工事)

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	II.品質 建築工事	<input type="checkbox"/> ①材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足している。 <input type="checkbox"/> ②品質確認記録の内容が、適切である。 <input type="checkbox"/> ③施工の各段階における完了時の、品質が適切である。 <input type="checkbox"/> ④躯体工事における施工の品質が、良好である。 <input type="checkbox"/> ⑤内外仕上げ工事における施工の品質が、良好である。 <input type="checkbox"/> ⑥不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 <input type="checkbox"/> ⑦その他 理由：	(減点)該当すればd評価とする。 <input type="checkbox"/> 品質の管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 (減点)該当すればe評価とする。 <input type="checkbox"/> 工事請負契約書第17条に基づき監督職員が改造請求を行った。
	工事比率		
評価			
a: 品質が優れている。 b: 品質が良好である。 c: 品質が適切である。 d: 品質がやや不適切である。 e: 品質が不適切である。			
該当項目が90%以上…… a		① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。	
該当項目が80%以上90%未満…… b		② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	
該当項目が60%以上80%未満…… c		③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100	
該当項目が60%未満…… d			
	評価＝	項	項目 %

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※3. 1つの工事の中に建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等の工種が2以上複合している工事については、原則として、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によるものとする。ただし、その工事において複合している工種のうち、規模が小さく評定に影響を与えない工種については、この限りでない。(例: 改修工事等において含まれる軽微な附帯する工種)

考査項目別運用表(営繕工事)

主任技術評価官用

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質	<input type="checkbox"/> ①機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 <input type="checkbox"/> ②品質確認記録の内容が、適切である。 <input type="checkbox"/> ③施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。 <input type="checkbox"/> ④システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。 <input type="checkbox"/> ⑤機材及び施工の品質が、良好である。 <input type="checkbox"/> ⑥不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 <input type="checkbox"/> ⑦その他 理由：	(減点)該当すればd評価とする。 <input type="checkbox"/> 品質の管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 (減点)該当すればe評価とする。 <input type="checkbox"/> 工事請負契約書第17条に基づき監督職員が改造請求を行った。
	電気設備工事		
	受変電設備工事		
	工事比率		
評価			
a: 品質が優れている。 b: 品質が良好である。 c: 品質が適切である。 d: 品質がやや不適切である。 e: 品質が不適切である。			
該当項目が90%以上…… a	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。		
該当項目が80%以上90%未満…… b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。		
該当項目が60%以上80%未満…… c	③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100		
該当項目が60%未満…… d			
	評価＝	項	項目 %

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※3. 1つの工事の中に建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等の工種が2以上複合している工事については、原則として、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によるものとする。ただし、その工事において複合している工種のうち、規模が小さく評定に影響を与えない工種については、この限りでない。(例: 改修工事等において含まれる軽微な附帯する工種)

考査項目別運用表(営繕工事)

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質	<input type="checkbox"/> ①機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 <input type="checkbox"/> ②品質確認記録の内容が、適切である。 <input type="checkbox"/> ③施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。 <input type="checkbox"/> ④システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。 <input type="checkbox"/> ⑤機材及び施工の品質が、良好である。 <input type="checkbox"/> ⑥不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 <input type="checkbox"/> ⑦その他 理由：	(減点)該当すればd評価とする。 <input type="checkbox"/> 品質の管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 (減点)該当すればe評価とする。 <input type="checkbox"/> 工事請負契約書第17条に基づき監督職員が改造請求を行った。
	暖冷房衛生設備工事 機械設備工事		
	工事比率		
評価			
a: 品質が優れている。 b: 品質が良好である。 c: 品質が適切である。 d: 品質がやや不適切である。 e: 品質が不適切である。			
該当項目が90%以上…… a		① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。	
該当項目が80%以上90%未満…… b		② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	
該当項目が60%以上80%未満…… c		③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100	
該当項目が60%未満…… d			
	評価＝	項	項目 %

※1. 機械設備工事とは、エレベーター、エスカレーター設備工事等の建設業法における機械器具設置工事をいう。

※2. 目的物の品質の水準を評価すること。

※3. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※4. 1つの工事の中に建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等の工種が2以上複合している工事については、原則として、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によるものとする。ただし、その工事において複合している工種のうち、規模が小さく評定に影響を与えない工種については、この限りでない。(例: 改修工事等において含まれる軽微な附帯する工種)

品質の評価計＝	項目 %
---------	------

考查項目別運用表(営繕工事)

主任技術評価官用

(創意1/2)

考查項目	細 別	対象	評価対象項目
5.創意工夫	■準備・後片づけ関係	<input type="checkbox"/> 測量・位置出しにおける工夫 <input type="checkbox"/> 現地調査方法の工夫 <input type="checkbox"/> その他 理由：	
		詳細評価内容：	
		■施工関係	<input type="checkbox"/> 施工に伴う器具・工具・装置類の工夫 <input type="checkbox"/> 工場加工製品等の活用による副産物及び廃棄物の減少またはリサイクルに対する積極的な取り組み <input type="checkbox"/> 土工事、地業工事、鉄骨建て方、コンクリート工事等の施工関係の工夫 <input type="checkbox"/> 建築材料・機材等の運搬・搬入等を含む施工方法に工夫 <input type="checkbox"/> 電気設備工事等の配線、配管等の工夫 <input type="checkbox"/> 暖冷房衛生設備工事等の配管、ダクト等の工夫 <input type="checkbox"/> 照明・視界確保等の工夫 <input type="checkbox"/> 仮排水、仮道路、迂回路等の計画・施工の工夫 <input type="checkbox"/> 運搬車両・施工機械等の工夫 <input type="checkbox"/> 型枠、足場、山留め等の仮設関係の工夫 <input type="checkbox"/> 施工管理及び品質向上等の工夫 <input type="checkbox"/> プレハブ工法等の採用による工期短縮等の工夫 <input type="checkbox"/> 仮設施工等の工夫 <input type="checkbox"/> 既存施設・近隣等に対する騒音・振動対策等の工夫 <input type="checkbox"/> 保全への配慮による材料選定・施工方法等の工夫 <input type="checkbox"/> 作業の安全性向上のための施工方法等の工夫 <input type="checkbox"/> その他 理由：
詳細評価内容：			
■品質関係	<input type="checkbox"/> 集計ソフト等の活用と工夫 <input type="checkbox"/> 躯体工事の品質管理の工夫 <input type="checkbox"/> 建築材料・機材の検査・試験に関する工夫 <input type="checkbox"/> 施工の検査・試験に関する工夫 <input type="checkbox"/> 品質記録方法の工夫 <input type="checkbox"/> その他 理由：		
	詳細評価内容：		

考査項目別運用表(営繕工事)

主任技術評価官

(創意2/2)

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
5.創意工夫	■安全衛生関係	<input type="checkbox"/> 安全仮設備等の工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等) <input type="checkbox"/> 安全衛生教育、技術向上講習会等、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫 <input type="checkbox"/> 現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫、 <input type="checkbox"/> 酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の工夫 <input type="checkbox"/> 周辺道路等の事故防止または一般交通確保等のための工夫 <input type="checkbox"/> 改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫 <input type="checkbox"/> 作業時における作業環境改善等の工夫 <input type="checkbox"/> ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫 <input type="checkbox"/> その他 理由：	
		詳細評価内容：	
	■施工管理関係	<input type="checkbox"/> 出来形の管理等に関する工夫 <input type="checkbox"/> 施工計画書または写真記録等に関する工夫 <input type="checkbox"/> 出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫 <input type="checkbox"/> CAD、施工管理ソフト等の活用 <input type="checkbox"/> 施工合理化技術(※5)を活用した施工管理の工夫 <input type="checkbox"/> その他 理由：	
		詳細評価内容：	
	■その他	<新技術活用>※新技術に関する下記5項目での加点は最大3点とする。 以下の項目の評価にあたっては、活用効果調査書の提出が不要な場合を除き、発注者及び受注者の双方による全ての活用効果調査表、新技術活用計画書・実施報告書等を確認した上で評価する。ただし、加点対象は受注者側から新技術活用を提案した場合のみとし、発注者が指定し活用した場合は加点措置を行わないものとする。 <input type="checkbox"/> (該当技術数：)NETIS登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が相当程度確認できた。(3点) <input type="checkbox"/> (該当技術数：)NETIS登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が一定程度確認できた。(2点) <input type="checkbox"/> (該当技術数：)NETIS登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が従来技術と同程度である。(1点) <input type="checkbox"/> (該当技術数：)NETIS登録技術のうち事後評価実施済み技術(「有用とされる技術」を除く)を活用し、活用の効果が相当程度確認できた。(2点) <input type="checkbox"/> (該当技術数：)NETIS登録技術のうち事後評価実施済み技術(「有用とされる技術」を除く)を活用し、活用の効果が一定程度確認できた。(1点) ※ここで「有用とされる技術」とは、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領で定める「活用促進技術」、「推奨技術」、「準推奨技術」、「評価促進技術」等をいう。 ※複数の技術の評価にあたっては、活用した技術数に応じ複数の評価項目を選択することを可能とするが、最大3点の加点とする。複数の技術が同一の評価項目に該当した場合、該当技術数に対し各項目の加点点数を掛け合わせたものを評価の点数とするが、この場合も最大3点の加点とする。 <その他> <input type="checkbox"/> その他 理由：	
		詳細評価内容：	
(最大 7点)			
評点計一点			

※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。

※2. 該当する数と重みを勘案して評価する。1項目1点を目安とするが、項目により1、2、3点で評価し、最大7点の加点評価とする。

※3. 上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。

なお、総括技術評価官が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。

※4. レ点を付した評価対象項目について、評価した内容及び効果があった内容を詳細評価欄に記載する。

※5. 施工合理化技術(プレハブ化、ユニット化、自動化施工(ICT施工、ロボット活用等)、BIM、ASP等を活用したもので施工の合理化に資するものに限る。)を採用した場合。

※6. 考査項目「創意工夫」の「■準備片付け関係」から「■安全衛生関係」までの4つの細別ごとに、施工合理化技術を活用して効果があった場合に、その他の理由に具体的内容を記載して加点する。さらに、当該技術がNETIS登録技術である場合は、「■その他」<新技術活用>の項目に追加で加点できるものとする。

考查項目	細 別	評価対象項目
2. 施工状況	II. 工程管理	<input type="checkbox"/> ①現場又は施工条件の変更等による工期的な制約がある中で、余裕をもって工事を完成させた。 <input type="checkbox"/> ②隣接又は同一現場の他工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。 <input type="checkbox"/> ③近隣住民(入居官署等を含む)調整を積極的に行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。 <input type="checkbox"/> ④配置技術者(現場代理人/監理技術者/主任技術者)の積極的な工程管理の姿勢が見られた。 <input type="checkbox"/> ⑤その他 理由:
		詳細評価内容:
		a: 工程管理が優れている。 b: 工程管理が良好である。 c: 工程管理が適切である。 d: 工程管理がやや不適切である。 e: 工程管理が不適切である。
		評価= 評価選択 <input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c <input type="checkbox"/> d <input type="checkbox"/> e ※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。
2. 施工状況	III. 安全対策	<input type="checkbox"/> ①建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。 <input type="checkbox"/> ②安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> ③安全衛生管理活動が、適切に実施されている。 <input type="checkbox"/> ④安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> ⑤安全協議会活動に積極的に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> ⑥その他 理由:
		詳細評価内容:
		a: 安全対策が優れている。 b: 安全対策が良好である。 c: 安全対策が適切である。 d: 安全対策がやや不適切である。 e: 安全対策が不適切である。
		評価= 評価選択 <input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c <input type="checkbox"/> d <input type="checkbox"/> e ※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	<input type="checkbox"/> ①災害時等に地域への救援活動等に協力した。 <input type="checkbox"/> ②周辺地域の環境保全、生物保護等について、具体的な対策をした。 <input type="checkbox"/> ③現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、周辺地域との調和を図った。 <input type="checkbox"/> ④広報活動や現場見学会等を実施して、地域とのコミュニケーションを図った。 <input type="checkbox"/> ⑤地域イベントへの協力やボランティア活動等への協力や参加をした。 <input type="checkbox"/> ⑥その他 理由:
		詳細評価内容:
		a: 地域への貢献が優れている。 a': 地域への貢献がやや優れている。 b: 地域への貢献が良好である。 b': 地域への貢献がやや良好である。 c: 他の評価に該当しない。
		評価= 評価選択 <input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> a' <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> b' <input type="checkbox"/> c ※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、a'、b、b'、c評価を行う。

- ※1. 総括技術評価官は、主任技術評価官の意見を参考に総合的な評価を行う、
- ※2. 評価に当たっては評価対象項目のレ点の数にとらわれず、一項目でも評価する内容が充実している場合は、総合的な視点で判断し評価する。
- ※3. 地域への貢献等とは、工事の施工に伴って、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について加点評価する。
- ※4. レ点を付した評価対象項目について、評価した内容及び効果があった内容を詳細評価内容欄に記載する。

考査項目	細 別	評価対象項目
4. 工事特性 (施工条件等への対応)	■建物規模への対応	※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 <input type="checkbox"/> 延べ面積10,000㎡以上の建物 <input type="checkbox"/> 地上9階以上又は建物高さ31m以上の建物 <input type="checkbox"/> 大空間のホール等を有する建物 <input type="checkbox"/> その他(理由: _____)
	評 点 = 点	詳細評価内容:
	■建物固有の機能の難しさへの対応	※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 <input type="checkbox"/> 対象建物の耐震レベル <input type="checkbox"/> 建物機能の特殊性 <input type="checkbox"/> その他(理由: _____) [評価技術事例] ・建築工事で官庁施設の総合耐震・対津波計画基準においてI類及びA類に属する工事 ・電気又は暖冷房衛生設備工事で官庁施設の総合耐震・対津波計画基準において甲類に属する工事 ・研究施設、美術館等、特殊機能・設備の有る建物
評 点 = 点	詳細評価内容:	※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 <input type="checkbox"/> 建築材料、設備機材、工法について、提案がある場合 【総合評価における技術提案は除く】 <input type="checkbox"/> 設計条件として、工法、材料及び設備システム(機材を含む)の特殊性 <input type="checkbox"/> 制約条件等があり、施工難度が特に高い場合 <input type="checkbox"/> その他(理由: _____) [評価技術事例] ・パイロット工事又は特異な試験フィールド工事で特許工法等の技術的に検討が必要な工事 ・特殊な工法及び材料等を採用した工事 ・特殊な設備システムを採用した工事 ・免震装置を設ける工事 ・大規模な山留め工法が必要な工事 ・敷地内又は周辺部の工作物、配管・配線等の大規模な移設、切り直しを行う工事 ・仮設備等を設け、システムを停止することなく配管・配線等の大規模な盛替え等を必要とする改修工事
評 点 = 点	詳細評価内容:	

考査項目	細 別	評価対象項目
4. 工事特性 (施工条件等への対応)	■厳しい自然・地盤条件への対応	※下記の対応事項に1つ以上し点が付けば2点の加点とする。 <input type="checkbox"/> 湧水の発生、地下水の影響(地盤掘削時) <input type="checkbox"/> 軟弱地盤、支持地盤の影響 <input type="checkbox"/> 雨・雪・風・気温等の影響 <input type="checkbox"/> その他(理由:) [評価技術事例] ・地下水位が高く、ウエルポイント等の排水設備が必要な工事 ・液状化対策工法や地盤改良を伴う工事 ・冬期施工のため、大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事
	評 点 = 点	詳細評価内容:
	■厳しい周辺環境、社会条件との対応	※下記の対応事項に1つ以上し点が付けば2点の加点とする。 <input type="checkbox"/> 地中埋設物等の作業障害 <input type="checkbox"/> 工事の影響に配慮すべき建物等の近接物 <input type="checkbox"/> 周辺住民等に対する騒音・振動の配慮 <input type="checkbox"/> 周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮 <input type="checkbox"/> その他(理由:) [評価技術事例] ・工事に支障をきたす地中埋設物、酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事 ・工事場所周辺に近接工事があり、困難な調整を要する工事 ・場内に汚水処理装置(水替え)を必要とする工事 ・住居専用地域等で、騒音などの時間規制が条例で定められてる工事 ・有線電気通信法による届出が必要なテレビ電波障害対策工事で、困難な調整を行った工事
	評 点 = 点	詳細評価内容:

考査項目	細 別	評価対象項目
4. 工事特性 (施工条件等への対応)	■ 施工現場での対応	※下記の対応事項に1つにレ点が付けば4点の加点とし、最大10点とする。 【長期工事における安全確保への対応】 <input type="checkbox"/> 12ヶ月を超える工期で事故が無く完成した工事（ただし全面一時中止期間は除く） 【災害等での臨機の措置】 <input type="checkbox"/> 地震、台風などにおいて、適切に臨機の対応を行った工事 【施工状況(条件)に対応した施工・工法等】 <input type="checkbox"/> 工事の実施にあたり各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事 <input type="checkbox"/> 工程上他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事 <input type="checkbox"/> 休日・夜間作業が工程の過半を超える工事 <input type="checkbox"/> 施設を使用しながらの工事で、工程的な制約が特に厳しい工事 <input type="checkbox"/> 特に困難な調整を要する他工事(近接工区)の受注者が複数ある工事 <input type="checkbox"/> 外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・通行人等の動線がある工事 <input type="checkbox"/> 特殊な室などで、工種が輻輳し困難な調整を要する工事 <input type="checkbox"/> 施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事 <input type="checkbox"/> 同一敷地内における施設を使用しながらの建て替え工事で、工程の制約等が特に厳しい工事 <input type="checkbox"/> その他(理由:)
(最大 20点)		詳細評価内容:
評点計= 点	評点= 点	

※1. 工事特性は、最大20点の加点評価とする。なお、1項目に複数の内容がある場合又は、対象範囲が広い場合は、それ以上の点数を与えても良い。

※2. 主任技術評価官が評価する「創意工夫」との二重評価は行わない。

※3. 評価にあたっては、主任技術評価官の意見も参考に評価する。

※4. レ点を付した評価対象項目について、評価内容を詳細評価内容欄に記載する。

考査項目	法令遵守等の該当項目一覧表	
7. 法令遵守等	点数	措置内容
	<input type="radio"/> 0点	該当無し
	<input type="radio"/> -20点	1.指名停止3ヶ月以上
	<input type="radio"/> -15点	2.指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満
	<input type="radio"/> -13点	3.指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満
	<input type="radio"/> -10点	4.指名停止2週間以上1ヶ月未満
	<input type="radio"/> -8点	5.文書注意
	<input type="radio"/> -5点	6.口頭注意
	<input type="radio"/> -3点	7.工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微であり、口頭注意以上の処分がなかった場合（措置なしとした案件。なお、もらい事故や交通事故は該当しない。）
<input type="checkbox"/> 0点	8.総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等	履行
<p>① 本考査項目（7.法令遵守等）で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表1から7の措置があった」場合に適用する。</p> <p>② 「工事の施工にあたり」とは、工事請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。</p> <p>③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者（特例監理技術者を含む）、監理技術者補佐、主任技術者、受注企業の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。</p> <p>④ 口頭注意未満の処分を受けた後、事故及び災害等において安全対策の改善が見られない場合（主任又は総括監督員からの文書注意、口頭注意等）は、主任又は総括技術評価官の評価対象項目である安全対策において減点をする。</p> <p>⑤ 総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等は、上表8により工事成績評定点を減点する。減点数は入札説明書等によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">評価選択 <input type="checkbox"/>履行 <input type="checkbox"/>不履行 <input type="checkbox"/>対象外</p> <p style="text-align: center;">履行：総合評価時の提案どおりに実施された。</p> <p style="text-align: center;">不履行：総合評価時の提案の不履行があった。</p> <p style="text-align: center;">対象外：総合評価時の提案の対象外。</p> <p>【上記で評価する場合の適応事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1.入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。 ・ 2.承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。 ・ 3.労働者の寄宿舎環境等について労働基準法上違反があり、送検等された。 ・ 4.産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。 ・ 5.当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または告訴された。 ・ 6.建設業法に違反する事実が判明した（例）一括下請負、技術者の専任違反等 ・ 7.入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。 ・ 8.使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 ・ 9.監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。 ・ 10.下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。 ・ 11.過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。 ・ 12.受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。 ・ 13.下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 ・ 14.受注企業及び下請け等が暴力団員等による不当介入を受けたが警察等への通報等を怠った。 ・ 15.安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起した。 ・ 16.引き渡し後に事故等が発生し、工事目的物が受注者の責による契約不適合で重大なものであることが判明した。 ・ 17.低入コスト調査で虚偽の報告があった。 ・ 18.受注者の責により工期内に工事を完成出来なかった。 ・ 19.受注者が工事請負契約書第7条の2の規定に違反して社会保険等未加入建設業者を下請負人としていることが判明した。 ・ 20.その他 理由： 		

考査項目別運用表(営繕工事)

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	I. 施工管理		<input type="checkbox"/> ①契約書第18条に基づく設計図書の照査結果を、適切に処理していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ②施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ③施工計画書に、出来形・品質確保のための記載があり、管理のための方法が確認できる。 <input type="checkbox"/> ④施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑤事前協議に基づいた工事記録の整備が、適切に行われていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑥使用する材料、機材の搬入後の管理が適切であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑦一工程の施工の確認の報告が、適切に行われていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑧建設廃棄物の処分及び建設副産物等のリサイクルへの取り組みが、適切に行われていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑨社内検査が計画的に行われ、出来形、品質等の管理を工事全般にわたって十分にしていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑩独自のチェックリスト等の管理基準により、日常的に管理されていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑪事前協議に基づいた工事の関係書類及び資料の整理がよい。 <input type="checkbox"/> ⑫その他 理由：
			(減点)該当すればd評価とする。 <input type="checkbox"/> 施工管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 (減点)該当すればe評価とする。 <input type="checkbox"/> 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
評価			
a: 施工管理が優れている。 b: 施工管理が良好である。 c: 施工管理が適切である。 d: 施工管理がやや不適切である。 e: 施工管理が不適切である。			
該当項目が90%以上…… a 該当項目が80%以上90%未満…… b 該当項目が60%以上80%未満…… c 該当項目が60%未満…… d		① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100	
	評価＝	項	項目 %

考査項目別運用表(営繕工事)

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形		<input type="checkbox"/> ①承諾図等が、設計図書を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ②施工図等が、設計図書を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ③施工計画書等で出来形の管理基準を設定し、計画に基づく管理を実施していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ④出来形の管理記録の整備が、良好であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑤出来形の管理方法が、工夫されていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑥現場における出来形が、設計図書を満足し、適切な施工であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑦現場における出来形が良好で、施工の精度が高い。 <input type="checkbox"/> ⑧不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により、確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑨解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、適切な処分をしていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑩その他 理由：
			(減点)該当すればd評価とする。 <input type="checkbox"/> 出来形の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。 (減点)該当すればe評価とする。 <input type="checkbox"/> 出来形が不適切であったため、工事請負契約書第32条に基づく修補指示を検査職員が行った。
評価			
a: 出来形が特に優れている。 a': 出来形が優れている。 b: 出来形が特に良好である。 b': 出来形が良好である。 c: 出来形が適切である。 d: 出来形がやや不適切である。 e: 出来形が不適切である。			
該当項目が90%以上..... a			① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。
該当項目が80%以上90%未満..... a'			② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
該当項目が70%以上80%未満..... b			③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100
該当項目が60%以上70%未満..... b'			
該当項目が50%以上60%未満..... c			
該当項目が50%未満..... d			
	評価＝	項	項目 %

※1. 出来形の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。

考査項目別運用表(営繕工事)

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び 出来ばえ	II. 品質 建築工事		<input type="checkbox"/> ①材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ②施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ③材料の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ④品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑤施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑥建具、ユニット等の性能及び機能に関する確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑦躯体工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑧内外仕上げ工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑨その他の工事(躯体・内外仕上げを除く)における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑩不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑪中間技術検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑫その他 理由：
	工事比率		
評価			
a: 品質が特に優れている。 a': 品質が優れている。 b: 品質が特に良好である。 b': 品質が良好である。 c: 品質が適切である。 d: 品質がやや不適切である。 e: 品質が不適切である。			
該当項目が90%以上..... a		① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。	
該当項目が80%以上90%未満..... a'		② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	
該当項目が70%以上80%未満..... b		③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100	
該当項目が60%以上70%未満..... b'			
該当項目が50%以上60%未満..... c			
該当項目が50%未満..... d			
	評価＝	項	項目 %

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※3. 1つの工事の中に建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等の工種が2以上複合している工事については、原則として、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によるものとする。ただし、その工事において複合している工種のうち、規模が小さく評定に影響を与えない工種については、この限りでない。(例: 改修工事等において含まれる軽微な附帯する工種)

考査項目別運用表(営繕工事)

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	II.品質 電気設備工事 受変電設備工事		<input type="checkbox"/> ①機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ②施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ③機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ④品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑤施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑥施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑦システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が、設計図書を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑧システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に、工夫がある。 <input type="checkbox"/> ⑨不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑩中間技術検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑪運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。 <input type="checkbox"/> ⑫その他 理由：
	工事比率		
評価			
a: 品質が特に優れている。 a': 品質が優れている。 b: 品質が特に良好である。 b': 品質が良好である。 c: 品質が適切である。 d: 品質がやや不適切である。 e: 品質が不適切である。			
該当項目が90%以上..... a	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。		
該当項目が80%以上90%未満.... a'	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。		
該当項目が70%以上80%未満.... b	③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100		
該当項目が60%以上70%未満.... b'			
該当項目が50%以上60%未満.... c			
該当項目が50%未満..... d			
	評価＝	項	項目 %

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※3. 1つの工事の中に建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等の工種が2以上複合している工事については、原則として、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によるものとする。ただし、その工事において複合している工種のうち、規模が小さく評定に影響を与えない工種については、この限りでない。(例:改修工事等において含まれる軽微な附帯する工種)

考査項目別運用表(営繕工事)

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び 出来ばえ	Ⅱ. 品質 暖冷房衛生設備工 事 機械設備工事		<input type="checkbox"/> ①機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ②施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ③機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ④品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑤施工の品質が、適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑥施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑦システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が、設計図書を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑧システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。 <input type="checkbox"/> ⑨不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑩中間技術検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑪運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。 <input type="checkbox"/> ⑫その他 理由：
	工事比率		
評価			
a: 品質が特に優れている。 a': 品質が優れている。 b: 品質が特に良好である。 b': 品質が良好である。 c: 品質が適切である。 d: 品質がやや不適切である。 e: 品質が不適切である。			
該当項目が90%以上..... a		① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。	
該当項目が80%以上90%未満..... a'		② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	
該当項目が70%以上80%未満..... b		③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100	
該当項目が60%以上70%未満..... b'			
該当項目が50%以上60%未満..... c			
該当項目が50%未満..... d			
	評価＝	項	項目 %

※1. 機械設備工事とは、エレベーター、エスカレーター設備工事等の建設業法における機械器具設置工事をいう。

※2. 目的物の品質の水準を評価すること。

※3. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※4. 1つの工事の中に建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等の工種が2以上複合している工事については、原則として、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によるものとする。ただし、その工事において複合している工種のうち、規模が小さく評定に影響を与えない工種については、この限りでない。(例: 改修工事等において含まれる軽微な附帯する工種)

品質の評価計＝	項目 %
---------	------

考査項目別運用表(営繕工事)

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ 建築工事	<input type="checkbox"/> ①きめ細かな施工がなされ、取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。 <input type="checkbox"/> ②関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 <input type="checkbox"/> ③使い勝手や使用者の安全に対する配慮に優れている。 <input type="checkbox"/> ④仕上がりの状態が良好で、作動状態も良好である。 <input type="checkbox"/> ⑤色調が均一であり、色むら等が無く、全体的な美観が良好である。 <input type="checkbox"/> ⑥材料・製品の割付や通り等が良く、全体的な出来ばえが良好である。 <input type="checkbox"/> ⑦保身に配慮した施工がなされている。 <input type="checkbox"/> ⑧その他 理由：	
	工事比率		
評価			
a: 全体的な完成度が優れている。 b: 全体的な完成度が良好である。 c: 全体的な完成度が適切である。 d: 全体的な完成度が劣っている。			
該当項目が90%以上…… a 該当項目が80%以上90%未満…… b 該当項目が80%未満…… c		① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100 ④ 評価対象項目数が2項目以下の場合、全て該当してもc評価とする。	
評価＝		項	項目 %

※1. 全体的な仕上がり状態、機能进行评估する。

※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

※3. 1つの工事の中に建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等の工種が2以上複合している工事については、原則として、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によるものとする。ただし、その工事において複合している工種のうち、規模が小さく評定に影響を与えない工種については、この限りでない。(例: 改修工事等において含まれる軽微な附帯する工種)

考査項目別運用表(営繕工事)

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び 出来ばえ	Ⅲ.出来ばえ		<input type="checkbox"/> ①きめ細やかな施工がなされている。 <input type="checkbox"/> ②関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 <input type="checkbox"/> ③機器又はシステムとして、運転状態に正常であり、性能が優れている。 <input type="checkbox"/> ④環境負荷低減への対策が優れている。 <input type="checkbox"/> ⑤運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 <input type="checkbox"/> ⑥その他 理由： (減点)該当すればd評価とする。 <input type="checkbox"/> 出来ばえが劣っている。
	電気設備工事		
	受変電設備工事		
	工事比率		
評価			
a: 全体的な完成度が優れている。 b: 全体的な完成度が良好である。 c: 全体的な完成度が適切である。 d: 全体的な完成度が劣っている。			
該当項目が90%以上…… a		① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。	
該当項目が80%以上90%未満…… b		② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	
該当項目が80%未満…… c		③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100	
		④ 評価対象項目数が2項目以下の場合、全て該当してもc評価とする。	
	評価＝	項	項目 %

※1. 全体的な仕上がり状態、機能の評価する。

※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

※3. 1つの工事の中に建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等の工種が2以上複合している工事については、原則として、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によるものとする。ただし、その工事において複合している工種のうち、規模が小さく評定に影響を与えない工種については、この限りでない。(例: 改修工事等において含まれる軽微な附帯する工種)

考査項目別運用表(営繕工事)

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び 出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ 暖冷房衛生設備工 事 機械設備工 事	<input type="checkbox"/>	①きめ細やかな施工がなされている。
		<input type="checkbox"/>	②関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。
	工事比率	<input type="checkbox"/>	③機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。
		<input type="checkbox"/>	④環境負荷低減への対策が優れている。
		<input type="checkbox"/>	⑤運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。
		<input type="checkbox"/>	⑥その他
			理由:
			(減点)該当すればd評価とする。
			<input type="checkbox"/> 出来ばえが劣っている。
評価			
a: 全体的な完成度が優れている。 b: 全体的な完成度が良好である。 c: 全体的な完成度が適切である。 d: 全体的な完成度が劣っている。			
該当項目が90%以上…… a		① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。	
該当項目が80%以上90%未満…… b		② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	
該当項目が80%未満…… c		③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100	
		④ 評価対象項目数が2項目以下の場合、全て該当してもc評価とする。	
	評価 =	項	項目 %

※1. 機械設備工事とは、エレベーター、エスカレーター設備工事等の建設業法における機械器具設置工事をいう。

※2. 全体的な仕上がり状態、機能の評価する。

※3. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

※4. 1つの工事の中に建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等の工種が2以上複合している工事については、原則として、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によるものとする。ただし、その工事において複合している工種のうち、規模が小さく評定に影響を与えない工種については、この限りでない。(例: 改修工事等において含まれる軽微な附帯する工種)

出来ばえの評価計 =	項目 %
------------	------

別紙－2

「施工プロセス」チェックリスト(営繕工事)

基本事項

1. 別紙－1「**考査項目別運用表(営繕工事)**」のうち、主任技術評価官の評価を行うために、監督職員が現場において使用するものとする。ただし、工事規模、工期等により、使用しなくても良いものとする。
2. カッコ内の文字(〇〇)は説明文である。
3. 原則として記載されたチェック項目を使用することとするが、各機関の工事内容等により、該当しないものは削除しても良いものとする。
4. 記載されたもの以外にチェック項目が必要な場合は、各機関が考査項目を勘案のうえ、追加しても良いものとする。
5. 各評価項目の文面は、各機関の実状に合わせて変更しても良いものとする。ただし、評価内容は変更しないものとする。

「施工プロセス」チェックリスト(営繕工事)

1. 工事名 工事
 2. 工期 令和 年 月 日～令和 年 月 日
 3. 請負者名

〇〇〇〇〇(部署名を記入)
 〇〇〇〇(担当者名を記入)

- ①「施工プロセス」チェックリストは、標準仕様書、契約書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に管理されているかを監督職員等が確認する。
 ②チェック欄には書類もしくは現場等で確認した月日を、その内容が適切であれば□にレマークを記入する。(必要に応じて指示事項等を記入してもよい。)備考欄には指示事項、是正状況、取り組み状況等を記入する。

調査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック欄 (指示事項等)							備考		
				着手前	施工中							完成時	
1 施工 体制 一般	I 施工 体制 一般	○品質・安全管理体制	・品質及び安全計画に見合う管理体制が確立されている。 (施工計画書提出時)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		○建設業退職金共済制度	・掛金収納書の写しを契約締結後1ヶ月以内に提出した。 (契約後、増額変更後)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			・建設業退職金共済証紙の配布を受け払い簿等により適切に管理している。 (施工中適宜)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			・「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を現場に掲示している。 (施工中1回程度)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		○請負代金内訳書	・請負代金内訳書を契約締結後14日以内に提出した。 (契約後)	<input type="checkbox"/>									
		○労働保険関係成立票	・労災保険関係成立票を工事現場の見やすい場所に掲示している。 (施工中1回程度)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		○建設業許可標識	・建設業法に定められた標識を正しく記載し、公衆の見やすい場所に設置している。(全ての下請業者を含む。) (施工中1回程度)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		○施工体制台帳、施工 体系図又は作業分担に 関する資料	・施工体制台帳及び施工体系図を現場に備え付け、かつ、同一のものを提出した。 (施工時の当初、変更時)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			・施工体制台帳に下請負契約書等(写)(再下請業者を含む。)を添付している。 (施工時の当初、変更時)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			・施工体制台帳及び添付書類の「健康保険等加入状況」に、加入又は適用除外と記載している。 (施工時の当初、変更時)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
・施工体系図を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。 (施工時の当初、変更時)	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	・施工体系図又は下請負人通知書等に記載されている業者のみが作業している。 (施工時 1回/月程度)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	・元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与している。(下請工事がある全ての工事に適用する。) (施工時の当初、変更時)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			

「施工プロセス」チェックリスト(営繕工事)

審査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック欄 (指示事項等)							備考			
				着手前	施工中							完成時		
1 施工 体制	II 配置 技術者 (現場 代理人 /現場 代理人 /監理 技術者 /主任 技術者)	○工事実績情報	・事前に監督職員の確認を受け、契約締結後等の10日以内(祝日を除く。)に登録機関に申請し、登録されることを証明する資料を、監督職員に提出した。 (契約後、変更後、完成時)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □			
		○現場代理人	・現場に常駐している。 (施工中 1回/月程度)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □			
			・監督職員への通知、報告、申出等を書面で行っている。 (施工中適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □			
		○監理技術者(主任技術者)(監理技術者補佐)の専任制等	・技術者としての要件が資格者証等により確認できた。 (着手前)	(/) □										
			・配置予定技術者または現場代理人等通知書等に記載されている技術者が本人と同一であった。 (着手前)	(/) □										
			・工事実績情報登録において重複が無く、現場に専任している。(ただし、本工事において専任の監理技術者補佐が配置された場合、監理技術者(特例監理技術者)が、他1工事について、専任の監理技術者補佐を配置した工事現場の監理技術者(特例監理技術者)を兼務している場合を除く)(専任義務は建築一式工事7,000万円以上、その他工事3,500万円以上) (施工中 1回/月程度)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に係わっていた。(特例監理技術者の指導により監理技術者補佐が適正に実施した場合も、評価するものとする。) (施工中、打合せ時)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
		○専門技術者の配置	・専門技術者を選任し、配置している。 (施工計画時、施工中適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □			
○作業主任者の選任	・作業主任者を選任し、配置している。 (施工計画時、施工中適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □					
○下請負者の把握	・国土交通省の指名停止期間中でない。 (施工中適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □					
2 施工 状況	I 施工 管理	○設計図書の照査等	・工事請負契約書第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行っている。 (着手前、施工中適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □			
			・現場との相違事実がある場合、その事実が確認できる資料を書面により提出して確認を受けた。 (着手前、施工中適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
		○施工計画書	・施工に先立ち、設計図書等の内容を反映したものを提出した。 (着手前、変更時)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・記載内容と現場施工方法が一致している。 (施工中適宜)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		

「施工プロセス」チェックリスト(営繕工事)

調査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック欄 (指示事項等)									備考	
				着手前	施工中									完成時
2 施工 状況	I 施工 管理	○施工管理 ・建築材料、機材の管理	・建築材料、機材に関する資料の整理及び確認がなされている。 (施工中適宜)	<input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
			・日常の出来形、品質管理が適時、的確に行われている。 (施工中適宜)	<input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		○建設副産物及び建設 廃棄物	・受注者は、産業廃棄物管理票(マニフェスト)により適正に処理されていることを確認し、監督職員に提示した。 (施工中適宜)	<input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出した。 (施工中適宜)	<input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	II 工程 管理	○工程管理	・施工前に各種工程表を提出している。 (着手前、施工中適宜)	<input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			・工程の把握に努め、必要に応じ、フォローアップを行っている。 (施工中適宜)	<input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
III 安全 対策	○安全活動	・安全活動を実施し、記録がある。(必要に応じ、以下の内容をチェックする。) ①災害防止協議会等(施工中適宜) ②店社パトロール(施工中1回/月程度) ③安全教育、訓練等(施工中適宜) ④安全巡視、TBM、KY等(施工中適宜) ⑤新規入場者教育(施工中適宜)	<input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		○仮設備点検等	・仮設備点検等を実施し、記録がある。(必要に応じ、下記の内容をチェックする。) ①過積載防止対策(施工中適宜) ②機械・車両等点検整備等(施工中1回/月程度) ③重機操作時安全点検記録等(施工中適宜) ④山留め、仮締切等の点検及び管理記録(施工中適宜) ⑤足場、支保工の組立完了時・使用中の点検及び管理記録(施工中適宜)	<input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
IV 対外 関係	○関係機関等	・関係機関等との調整等を実施し、記録がある。(必要に応じ、下記の内容をチェックする。) ①関係官署(施工中適宜) ②近隣住民・入居官署等(施工中適宜) ③関連工事等(施工中適宜)	<input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

別添3

地方整備局営繕工事成績評定通知実施要領

（目的）

第1 本要領は工事成績及び工事の技術的難易度について、「請負工事成績評定要領」（平成13年3月30日付け国官技第92号。以下「評定要領」という。）第8又は第9の通知並びに要領第10及び第11の回答に関する事項を定める。

（対象工事）

第2 工事成績評定の対象とする工事は、評定要領第2に規定された評定の対象工事のうち、地方整備局が発注する営繕工事とする。

（評定点等の通知）

第3 局長（分任官の契約した工事については、事務所長）は、評定者から評定表等の提出がなされた後、当該工事の請負者に評定点及び工事の技術的難易度評価（以下「評定点等」という。）を速やかに別記様式第1により通知するものとする。

2 また、評定要領第9に基づき評定を修正した場合についても同様とする。

（説明請求）

第4 第3の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日以内に書面により、局長（分任官の契約した工事については、事務所長）に評定点等について説明を求めることができるものとする。

（説明請求の提出）

第5 第4の書面の提出先は、地方整備局官庁施設管理官または営繕品質管理官（分任官の契約した工事については、当該工事を担当する事務所の技術課長）とする。

（説明請求に対する回答）

第6 局長（分任官の契約した工事については、事務所長）は、評定点等の通知を受けた請負者から評定点等についての説明を求められ場合、速やかに別記様式第2により回答するものとする。

2 局長（分任官の契約した工事については、事務所長）は、前項の回答をする場合、地方整備局営繕工事成績評定評価委員会（分任官の契約した工事については営繕事務所工事成績評定評価委員会）に意見を求めることができる。

3 前項の地方整備局営繕工事成績評定評価委員会及び営繕事務所工事成績評定評価委員会は、別紙1及び別紙2に定める規則に基づき設置するものとする。

（再説明請求）

第7 第6の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に書面により、局長に対して、再説明を求めることができるものとする。

（再説明請求の提出）

第8 第7の書面の提出先は、地方整備局官庁施設管理官または営繕品質管理官とする。

（再説明請求に対する回答）

第9 局長は、第6の説明に係る回答を受けた請負者から再説明を求められた場合、別記様式第3により回答するものとする。

2 局長は、前項の回答をする場合、地方整備局工事成績評定審査委員会の審議を経てから回答するものとする。

3 前項の地方整備局工事成績評定審査委員会は、別紙3に定める規則に基づき設置するものとする。

別記様式第1

国〇整〇〇第 号
令和 年 月 日

契約の相手方

所在地

商号又は名称

代表者氏名

殿

〇〇地方整備局長

〇 〇 〇 〇

又は 〇〇地方整備局

〇〇営繕事務局長

〇 〇 〇 〇

工 事 成 績 評 定 通 知 書

貴社が受注した工事について、請負工事成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により回答いたします。

なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

- 1 工 事 名 〇 〇 〇 〇 工 事
- 2 工 期 令和 〇年 〇月 〇日～令和 〇年 〇月 〇日
- 3 完成技術検査年月日 令和 〇年 〇月 〇日
- 4 成績評定
 - ① 評定点 〇 〇 点 項目別評定点は、別表1のとおり
（① 修正評定点 〇 〇 点 【評定点が修正された場合のみ】）
 - ② 技術提案履行確認 履行 or 不履行 or 対象外
 - ③ 工事技術的難易度評価 〇 項目別評価表は、別表2のとおり
- 5 送付先
（本官の場合） ☎〇〇〇〇－〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番地
国土交通省〇〇地方整備局 官庁施設管理官（営繕品質管理官） 宛
TEL 〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇（代） 内線〇〇〇〇
（分任官の場合） ☎〇〇〇〇－〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番地
国土交通省〇〇地方整備局〇〇営繕事務所 技術課長 宛
TEL 〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇（代） 内線〇〇〇〇
- 6 手続き等の問い合わせ先
（本官の場合） ☎〇〇〇〇－〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番地
国土交通省〇〇地方整備局 営繕部 技術・評価課 〇〇係 宛
TEL 〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇（代） 内線〇〇〇〇
（分任官の場合） ☎〇〇〇〇－〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番地
国土交通省〇〇地方整備局〇〇営繕事務所 〇〇（担当）課〇〇係 宛
TEL 〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇（代） 内線〇〇〇〇

別表1

項 目 別 評 定 点

評価項目	細 別	評定点／満点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	／ 3.3 点
	II. 配置技術者	／ 4.1 点
2. 施工状況	I. 施工管理	／13.0 点
	II. 工程管理	／ 8.1 点
	III. 安全対策	／ 8.8 点
	IV. 対外関係	／ 3.7 点
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	／14.9 点
	II. 品 質	／17.4 点
	III. 出来ばえ	／ 8.5 点
4. 工事特性（加点のみ）	I. 施工条件等への対応	／ 7.3 点
5. 創意工夫（加点のみ）	I. 創意工夫	／ 5.7 点
6. 社会性等（加点のみ）	I. 地域への貢献等	／ 5.2 点
7. 法令遵守等（減点のみ）		
評定点合計		／100.0 点

別表2-1

工事技術的難易度項目別評価表（建築）

大項目	評価	小項目	評価
1. 構造物条件		①規模	
		②構造	
		③その他	
2. 技術特性		①工法等	
		②その他	
3. 自然条件		①支持地盤	
		②山留め・止水	
		③気象・海象	
		④その他	
4. 社会条件		①仮設条件	
		②地中障害物	
		③近接施工	
		④騒音・振動	
		⑤水質汚濁	
		⑥その他	
5. マネジメント特性		①他工区調整	
		②住民対応	
		③関係機関対応	
		④工程管理	
		⑤品質管理	
		⑥安全管理	
		⑦その他	
建物機能分類			
「易、やや難、難」評価			
工事難易度評価（I～VI）			

別表2-2

工事技術的難易度項目別評価表（設備）

大項目	評価	小項目	評価
1. 設備システム 種別条件		①システム種別	
		②システム規模	
		③その他	
2. 技術特性		①工法等	
		②その他	
3. 設備システム 複合条件		①システム間複合度	
		②システム複雑度	
		③その他	
4. 社会条件		①仮設条件	
		②地中障害物	
		③近接施工	
		④騒音・振動	
		⑤水質汚濁	
		⑥その他	
5. マネジメント特性		①他工区調整	
		②住民対応	
		③関係機関対応	
		④工程管理	
		⑤品質管理	
		⑥安全管理	
		⑦その他	
建物機能分類			
「易、やや難、難」 評価			
工事難易度評価 (I～VI)			

別記様式第2

国〇整〇〇第 号
令和 年 月 日

契約の相手方

所在地

商号又は名称

代表者氏名

殿

〇〇地方整備局長

〇 〇 〇 〇

又は 〇〇地方整備局

〇〇営繕事務所長

〇 〇 〇 〇

工事成績評定に係る説明書（回答）

令和 年 月 日付けで貴社から説明を求められました評定内容について、下記のおり回答します。

本説明書に疑問があるときは、当職（注：事務所長からの場合は、「〇〇地方整備局長」と記載する。）に対してその疑問の旨を付して、この書面の回答を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に書面により、再説明を求めることができます。

なお、再説明は〇〇地方整備局に設けられた工事成績評定審査委員会の審議を経た上で行います。

疑問の旨に対する再説明は、書面により回答いたします。

また、再説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

1 工事名 〇 〇 〇 〇 工事

2 疑問に対する回答

3 送付先

〒〇〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番地

国土交通省〇〇地方整備局 官庁施設管理官（営繕品質管理官） 宛

TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇（代） 内線〇〇〇〇

4 手続き等の問い合わせ先

〒〇〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番地

国土交通省〇〇地方整備局 営繕部 技術・評価課 〇〇係 宛

TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇（代） 内線〇〇〇〇

別記様式第3

国〇整〇〇第 号
令和 年 月 日

契約の相手方

所在地

商号又は名称

代表者氏名

殿

〇〇地方整備局長

〇 〇 〇 〇

工事成績評定に係る再説明書（回答）

令和 年 月 日付で貴社から再説明を求められた評定内容について、下記のとおり回答します。

記

1 工 事 名 〇 〇 〇 〇 工 事

2 疑問に対する回答

別紙1

地方整備局営繕工事成績評定評価委員会規則（案）

（趣旨）

第1 本規則は、〇〇地方整備局に設置する工事等成績評定評価委員会（以下「委員会」という。）の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

（委員会の事務）

第2 委員会は、次の事項について審議するものとする。

- （1）地方整備局長が発注した工事で地方整備局営繕工事成績評定通知実施要領に基づき通知された評定点等について、請負者が説明を求めた場合の回答
- （2）工事成績評定の通知に係る事項
- （3）地方整備局長が発注した工事で検査において、合格と認められない場合及び請負者が過失等により工事等を粗雑にしたと認められた場合（瑕疵が軽微であると認められる場合を除く）の修補の要否、修補の方法、修補の期間等に関する事項
- （4）地方整備局長が発注した工事について、請負者が過失により工事等を粗雑にしたと認められるか否かの審査（瑕疵が軽微であると認められる場合を除く）及び工事等成績評定点の修正に関する事項
- （5）その他工事成績評定の運用に係る事項

（委員会の委員及び組織）

第3 委員会は、次の者で構成する。

- （1）官庁施設管理官（置かれていない場合は営繕調査官）
- （2）技術・評価課長（又は整備課長）
- （3）契約課長
- （8）当該工事担当課長
- （9）当該工事担当事務所長または営繕監督室長
- （10）当該工事担当技術検査官

2 委員長は、官庁施設管理官（置かれていない場合は営繕調査官）とする。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（委員会の召集）

第4 委員会は、委員長が必要と認めた場合、委員長が召集する。

（報告）

第5 官庁施設管理官は、委員会終了後その結果について、局長に報告するものとする。

（委員会の庶務）

第6 委員会の庶務は、営繕部技術・評価課（技術・評価課が置かれていない場合は整備課）が行う。

別紙2

営繕事務所工事成績評定評価委員会規則（案）

（趣旨）

第1 本規則は、営繕事務所に設置する工事成績評定評価委員会（以下「委員会」という。）の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

（委員会の事務）

第2 委員会は、次の事項について審議するものとする。

- （1）事務所長が発注した工事で地方整備局工事成績評定通知実施要領に基づき通知された評定点等について、請負者が説明を求めた場合の回答
- （2）工事成績評定の通知に係る事項
- （3）事務所長が発注した工事で検査において、合格と認められない場合及び請負者が過失等により工事等を粗雑にしたと認められた場合（瑕疵が軽微であると認められる場合を除く）の修補の要否、修補の方法、修補の期間等に関する事項
- （4）事務所長が発注した工事について、請負者が過失により工事等を粗雑にしたと認められるか否かの審査（瑕疵が軽微であると認められる場合を除く）、工事等成績評定の修正及び契約上の処置等に関する事項
- （5）その他工事成績評定の運用に係る事項

（委員会の委員及び組織）

第3 委員会は、次の者で構成する。

- （1）事務所長
 - （2）総務課長
 - （3）技術課長
 - （4）営繕監督官室長（置かれている場合）
 - （5）当該工事担当主任監督員（必要に応じて）
 - （6）当該工事担当技術検査官
- 2 委員長は、事務所長とする。
 - 3 委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（委員会の召集）

第4 委員会は、委員長が必要と認めた場合、委員長が召集する。

（報告）

第5 ○○営繕事務所長は、委員会終了後その結果について、○○地方整備局営繕部技術・評価課（技術・評価課が置かれていない場合は整備課）に報告するものとする。

（委員会の庶務）

第6 委員会の庶務は、○○課が行う。

別紙3

地方整備局工事成績評定審査委員会規則（案）

（趣旨）

第1 本規則は、〇〇地方整備局に設置する工事成績評定審査委員会（以下「委員会」という。）の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

（委員会の事務）

第2 委員会は、〇〇地方整備局長の委嘱に基づき、次の事項について審議するものとする。

- 一 請負工事の成績評定について、局長（分任官の契約した工事については事務所長）の回答について再説明の申請がなされた場合の、当該工事成績評定に関すること。
- 二 請負工事の成績評定要領の運用に関すること。

（委員会の委員及び組織）

第3 委員は、公共工事に関する学識経験等を有し、人格、識見等に優れ、公正中立の立場を堅持できる者のうちから、〇〇地方整備局長が委嘱する。

- 2 委員会は、委員〇人で組織する。
- 3 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員は、非常勤とする。
- 6 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 7 委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第4 第2第一に係る会議は、再説明の申請に応じ、委員長が指名した3名以上の委員で開催することができる。この場合の長は委員長が指名する。

- 2 第2第二に係る会議は、必要に応じ開催する。
- 3 会議は、非公開とする。

（再説明審査）

第5 委員会は、第2第一の事項に関し、再説明の申請があったときは再説明審査会議を開催し、審査を行う。

- 2 委員会は、前項の審査を終えたときは、意見書を作成しその結果を地方整備局長に報告するとともに、必要があると認めるときはこれを公表することができる。

（委員の除斥）

第6 委員は、第2第一の事務に関しては、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

（意見の具申又は勧告）

第7 委員会は、第2第二の事項に関し、改善すべき点があると認めたときは、必要な範囲で、〇〇地方整備局長等に対して意見の具申又は勧告を行うことができる。

2 委員会は、前項の意見の具申又は勧告を行った場合に必要があると認めるときは、その内容を公表することができる。

（秘密を守る義務）

第8 委員は、審議事項について知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

（委員会の庶務）

第9 委員会の庶務は、〇〇部〇〇課が行う。

別添2

地方整備局営繕工事技術的難易度評価実施要領

（目的）

第1 本要領は、「請負工事成績評定要領」（平成13年3月30日国官技第92号。以下「評定要領」という。）第3第二号の工事の技術的難易度の評価に関する事項を定めることにより、地方整備局が所掌する請負工事の適正かつ効率的な施工を確保し工事に関する技術水準の向上に資するとともに、請負業者の適正な選定及び指導育成を図ることを目的とする。

（対象工事）

第2 工事の技術的難易度の評価（以下「評価」という。）の対象とする工事は、評定要領第2に規定された対象工事のうち、地方整備局が発注する、営繕工事とする。

（評価の時期）

第3 評価の時期は、工事の完成時とする。

（評価者）

第4 技術的難易度の評価を行う者（以下「評価者」という。）は、総括技術評価官とする。

（評価の方法）

第5 評価は、工事ごとに独立して行うものとする。

- 2 工事完成時の評価は、工事施工において確認した事項に基づき的確かつ公正に実施し、別記様式第1-1及び1-2「工事技術的難易度評価表」に記録するものとする。
- 3 前項の評価は、別紙-1の方法により行うものとする。

（評価の報告）

第6 事務所長は、評価者から工事技術的難易度評価表の提出がなされた後、速やかに地方整備局長（以下「局長」という。）に報告するものとする。

（評価結果の通知）

第7 局長（分任支出負担行為担当官又は分任契約担当官の契約した工事については、当該工事を担当する事務所長）は、別添3地方整備局営繕工事成績評定通知実施要領の定めるところにより、当該工事の請負者に通知するものとする。

別記様式1-1

工事技術的難易度評価表（建築）

令和 年 月 日作成

地方整備局 事務所

工事名				契約金額(最終)	
請負業者名				工期(最終)	～
評価項目					
大項目	評価	小項目	評価	評価内容	
1. 建物条件		①規模			
		②構造			
		③形状			
		④その他			
2. 技術特性		①工法等			
		②その他			
3. 自然条件		①支持地盤			
		②山留め・止水			
		③気象・海象			
		④その他			
4. 社会条件		①仮設条件			
		②地中障害物			
		③近接施工			
		④騒音・振動			
		⑤水質汚濁			
		⑥その他			
5. マネジメント特性		①他工区調整			
		②住民対応			
		③関係機関対応			
		④工程管理			
		⑤品質管理			
		⑥安全管理			
		⑦その他			
6. 特別考慮要因		－			
建物機能				技術的難易度評価	
				「易、やや難、難」評価	

※評価内容には、規模等具体的な状況が数値で記入可能なものについては、極力具体的な記述を行う。

別記様式1-2

工事技術的難易度評価表（設備）

令和 年 月 日作成

地方整備局 事務所

工事名		契約金額（最終）	
請負業者名		工期（最終）	～
評価項目		評価項目	
大項目	評価	小項目	評価
1. 設備システム種別条件*1		①システム種別	
		②システム規模	
		③その他	
2. 技術特性		①工法等	
		②その他	
3. 設備システム複合条件		①システム間複合度	
		②システム複雑度	
		③その他	
4. 社会条件		①仮設条件	
		②地中障害物	
		③近接施工	
		④騒音・振動	
		⑤水質汚濁	
		⑥その他	
5. マネジメント特性		①他工区調整	
		②住民対応	
		③関係機関対応	
		④工程管理	
		⑤品質管理	
		⑥安全管理	
		⑦その他	
6. 特別考慮要因		—	
建物機能		技術的難易度評価	
		「易、やや難、難」評価	

※評価内容には、規模等具体的な状況が数値で記入可能なものについては、極力具体的な記述を行う。

注) *1：照明制御、火災報知設備方式、空調方式、給水方式について評価する。

別紙－1

工事技術的難易度評価手順

1. 工事技術的難易度評価表「別記様式第1－1及び1－2」の記入は、次の手順により行うものとする。

手順1 建物機能

評価対象工事に含まれる最も工事難易度の高い建物機能で評価する。

手順2 小項目の評価

各小項目の評価は、別紙2－1及び2－2「工事技術的難易度評価の小項目別運用表」の評価対象事項欄を基に、各小項目の評価をA、B、Cで行い、別記様式第1－1及び1－2に記入する。

手順3 大項目の評価

各大項目の評価は、手順2の各小項目ごとの評価結果から表－1の判定基準に基づき、大項目の評価をA、B、Cで行い、別記様式第1－1及び1－2に記入する。

表－1 大項目判定基準

大項目評価	小項目評価
A	対象大項目に対する各小項目にA判定が1つ以上ある。
B	対象大項目に対応する各小項目評価にB判定が1つ以上あり、かつ、A判定がない。
C	対象大項目に対応する各小項目にA、若しくはB判定がない。

「特別考慮要因」とは新工法の採用、超大規模建物、大規模地震災害後の緊急復旧等、とりわけ難度の高い条件の場合をいう。

手順4 工事の技術的難易度判定

工事の技術的難易度判定は、大項目の評価結果から表－2の判定基準に基づき、当該対象工事の「易、やや難、難」の判定を行うものとする。

なお、難易度の判定を行う際に、別記様式第1－1及び1－2に示される特別考慮要因が存在する場合には、特別考慮要因のA、Bの判定も数に含めるものとする。

また、判定にあたっては、大項目の評価にA判定が1つあり、かつ、B判定が3個以下の場合には「やや難」と判定することを標準とするが、A判定項目の工事特性に鑑み、「難」と判定してもよいものとする。

表-2 「易、やや難、難」判定基準

「易、やや難、難」 の判定	大項目評価
難	<ul style="list-style-type: none"> ・大項目の評価にA判定が2つ以上ある。 ・大項目の評価にA判定が1つあり、かつB判定が4個以上ある。 ・大項目の評価にA判定が1つあり、かつB判定が3個以下の場合にも、工事特性により、「難」と判定してもよい。
やや難	<ul style="list-style-type: none"> ・大項目の評価にB判定が1つ以上あり、かつA判定がない ・大項目の評価にA判定が1つ以上あり、かつB判定が3個以下である。
易	<ul style="list-style-type: none"> ・大項目の評価にA若しくは、B判定項目がない。

手順5 工事の技術的難易度の評価

工事の技術的難易度の評価は、手順4の判定結果から工事難易度評価方法（別紙3）により評価を行い、工事難易度「I～VI」を別記様式第1-1及び1-2に記入する。

別紙2-1

工事技術的難易度評価の小項目別運用表（建築）

大項目	小項目	評価対象事項（代表的事項）
1. 建物条件	①規模	建物の面積
	②構造	建物の構造種別、特殊構造
	③形状	建物の形状の複雑さ
	④その他	建物構造の補強等、特殊な工事対象等
2. 技術特性	①工法等	建物の総階数、工法、使用材料等
	②その他	施工方法に関する新技術採用等、改修の場合は既存との競合度合いを考慮
3. 自然条件	①支持地盤	地下階数、地下階深度、杭に及ぼす支持地盤の影響等
	②山留め・止水	湧水の発生、掘削作業時等に対する地下水位の影響等
	③気象・海象	施工の制約を受ける特殊な気象・海象条件
	④その他	地すべり等の地質条件等、改修の場合は施工計画上詳細調査が必要な場合等
4. 社会条件	①仮設条件	工事用道路、作業スペース等の制約
	②地中障害物	地下埋設物等の地中内の作業障害物
	③近接施工	工事に影響する架空線・建物等の近接物
	④騒音・振動	周辺住民等に対する騒音・振動等の配慮
	⑤水質汚濁	周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮
	⑥その他	ガス・上下水道・電力通信線路等の移設、電波障害対策
5. マネジメント特性	①他工区調整	近接工区、他工事（他工区発注予定を含み、設備工事は含まない）との工程調整
	②住民対応	近隣住民との対応
	③関係機関対応	関係行政機関等との調整
	④工程管理	工期・工程の制約への対応
	⑤品質管理	品質管理の煩雑さ・複雑さ（特殊仕様への対応等を含む）
	⑥安全管理	高所作業、夜間作業等の危険作業、公衆災害の防止
	⑦その他	災害時の応急復旧、特殊な廃棄物への対応等

[評価方法]

以下の3ランクの評価を行う。

- A：特に困難な、または、特に高度な技術を要する「条件・状況」
- B：困難な、または、高度な技術を要する「条件・状況」
- C：一般的に生ずる、または、通常の技術で対応可能な「条件・状況」

別紙2-2

工事技術的難易度評価の小項目別運用表（設備）

大項目	小項目	評価対象事項（代表的事項）
1. 設備システム 種別条件*1	①システム種別	システムのレベル
	②システム規模	システムの規模
	③その他	既存システムへの影響度
2. 技術特性	①工法等	建物の総階数、特殊なシステム、工法、使用材料等
	②その他	施工方法に関する新技術採用等、改修の場合は既存との競合度合いを考慮
3. 設備システム 複合条件	①システム間複合度	システムの多さと複合度合
	②システム複雑度	重要システムの複雑さ
	③その他	システム間の調整の複雑さ、改修の場合は施工計画上詳細調査が必要な場合等
4. 社会条件	①仮設条件	工事用道路、作業スペース等の制約
	②地中障害物	地下埋設物等の地中内の作業障害物
	③近接施工	工事に影響する架空線・建物等の近接物
	④騒音・振動	周辺住民等に対する騒音・振動等の配慮
	⑤水質汚濁	周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮
	⑥その他	ガス・上下水道・電力通信線路等の移設、電波障害対策
5. マネジメント特性	①他工区調整	近接工区、他工事（他工区発注予定を含み、建築・電気（機械）設備工事は含まない）との工程調整
	②住民対応	近隣住民との対応
	③関係機関対応	関係行政機関等との調整
	④工程管理	工期・行程の制約への対応
	⑤品質管理	品質管理の煩雑さ・複雑さ（特殊仕様への対応等を含む）
	⑥安全管理	高所作業、夜間作業等の危険作業、公衆災害の防止
	⑦その他	災害時の応急復旧、特殊な廃棄物への対応等

[評価方法]

以下の3ランクの評価を行う。

- A：特に困難な、または、特に高度な技術を要する「条件・状況」
- B：困難な、または、高度な技術を要する「条件・状況」
- C：一般的に生ずる、または、通常の技術で対応可能な「条件・状況」

注）*1：照明制御、火災報知設備方式、空調方式、給水方式について評価する。

別紙－3

工事難易度評価方法

大項目の評価を踏まえ、建物機能に応じ、以下のⅠ～Ⅵに評価する。

建物機能分類	建 物 例	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ
1. 簡易	倉庫、車庫等	易	やや難	難			
2. 一般	庁舎、研修施設等		易	やや難	難		
3. 特殊	美術館、研究施設等			易	やや難	難	特に難

※特に難易度を高める特別な要因がある場合、難易度を高める要因が特に多岐にわたる場合等には、「難」より上位のランクに評価する。また、特に小規模な建物、施工条件等が全般にわたり平易な場合等については、「易」の1ランク下に評価する。